

愛媛県からのお知らせ

平成30年7月豪雨で被災した中小企業等の施設・設備の復旧・整備を補助する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の復興事業計画の公募が開始されましたのでお知らせいたします。

【事業概要】

「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」は、被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして、県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度です。

【募集期間】

受付開始：平成30年9月3日（月）より

※詳細なスケジュールは、下記のホームページをご覧ください。

愛媛県

<https://www.pref.ehime.jp/keieishien/guru-puhozyo.html>

【お問い合わせ先】

愛媛県 経営支援課産業復興推進係（※下記3市以外）

☎：089-912-2486、2487

産業復興支援室 大洲オフィス ☎：0893-23-5230、5235

宇和島オフィス ☎：0895-52-3385

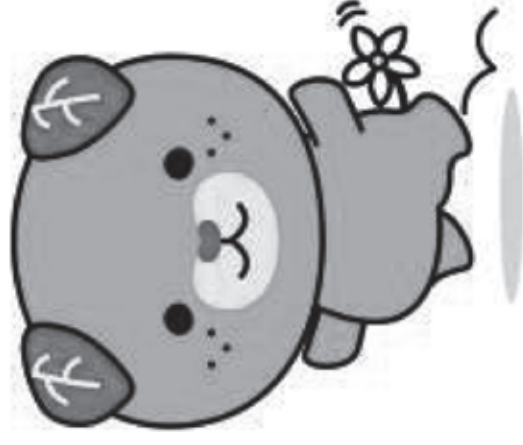
西予オフィス ☎：0894-72-1620

平成30年8月28日

中小企業等グループ施設等復旧整備 補助事業交付申請マニュアル

～グループ認定編～

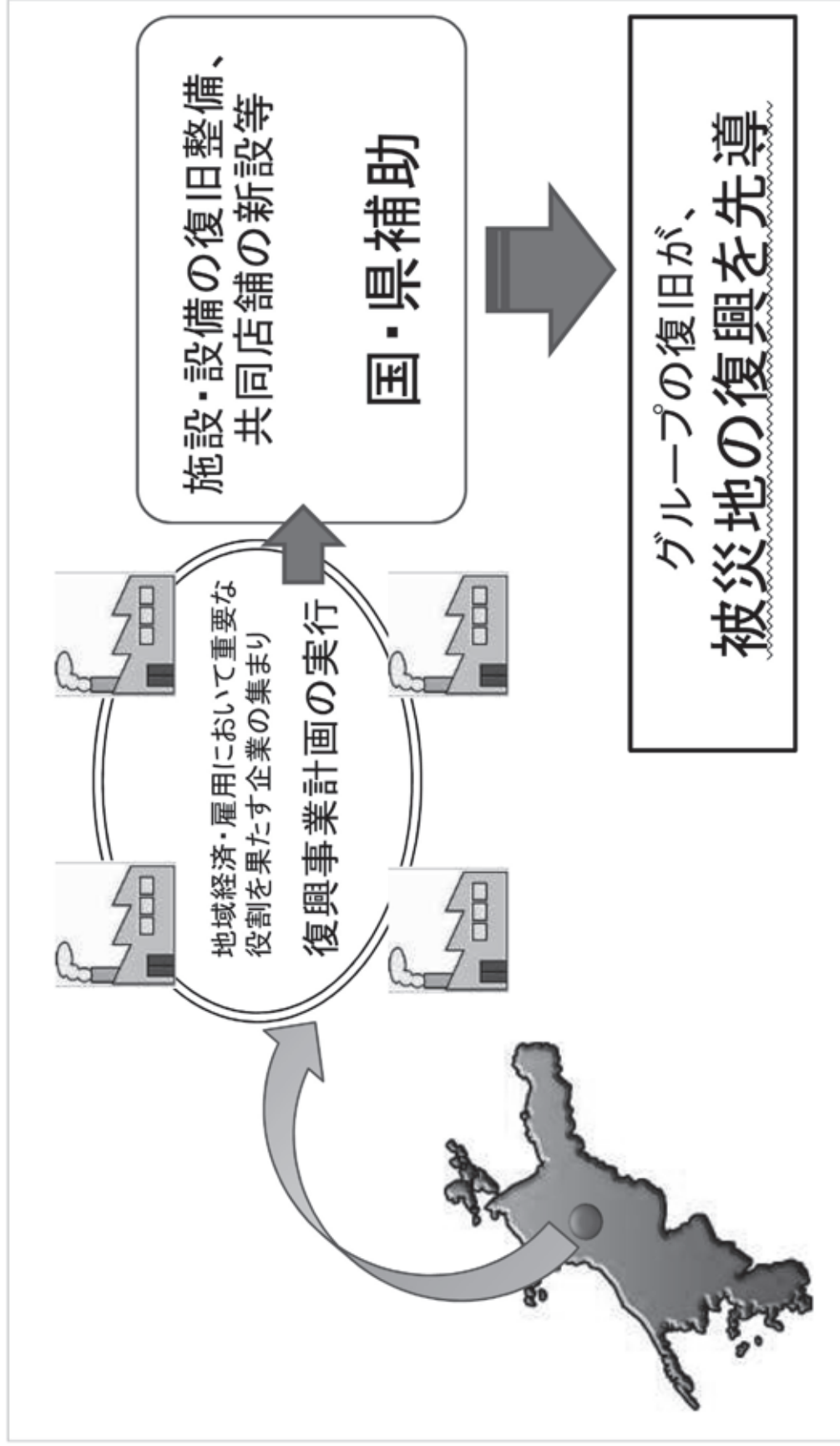
愛媛県経済労働部



1 事業の目的

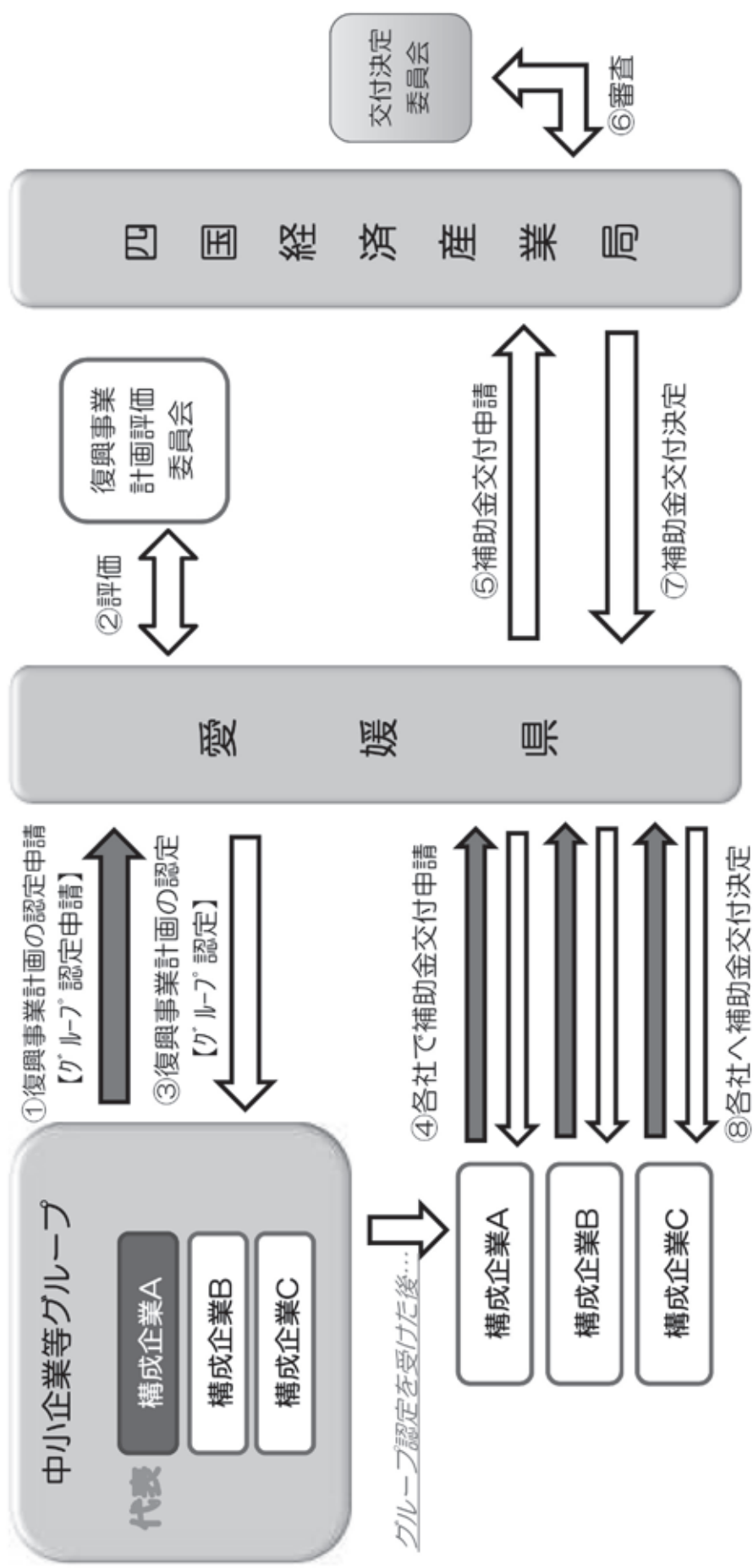
平成30年7月豪雨による災害により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループによる復興事業計画が、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合に、その事業に要する経費の一部を補助することにより、被災地域の復興及び復興を促進することを目的とする。

2 事業のイメージ



3 全体の流れ

●補助金の交付を受けるためには、事前に県のグループ認定を受けた後、グループを構成する各グループ構成員ごとに補助金交付申請を行う必要があります。



4 中小企業等グループの要件

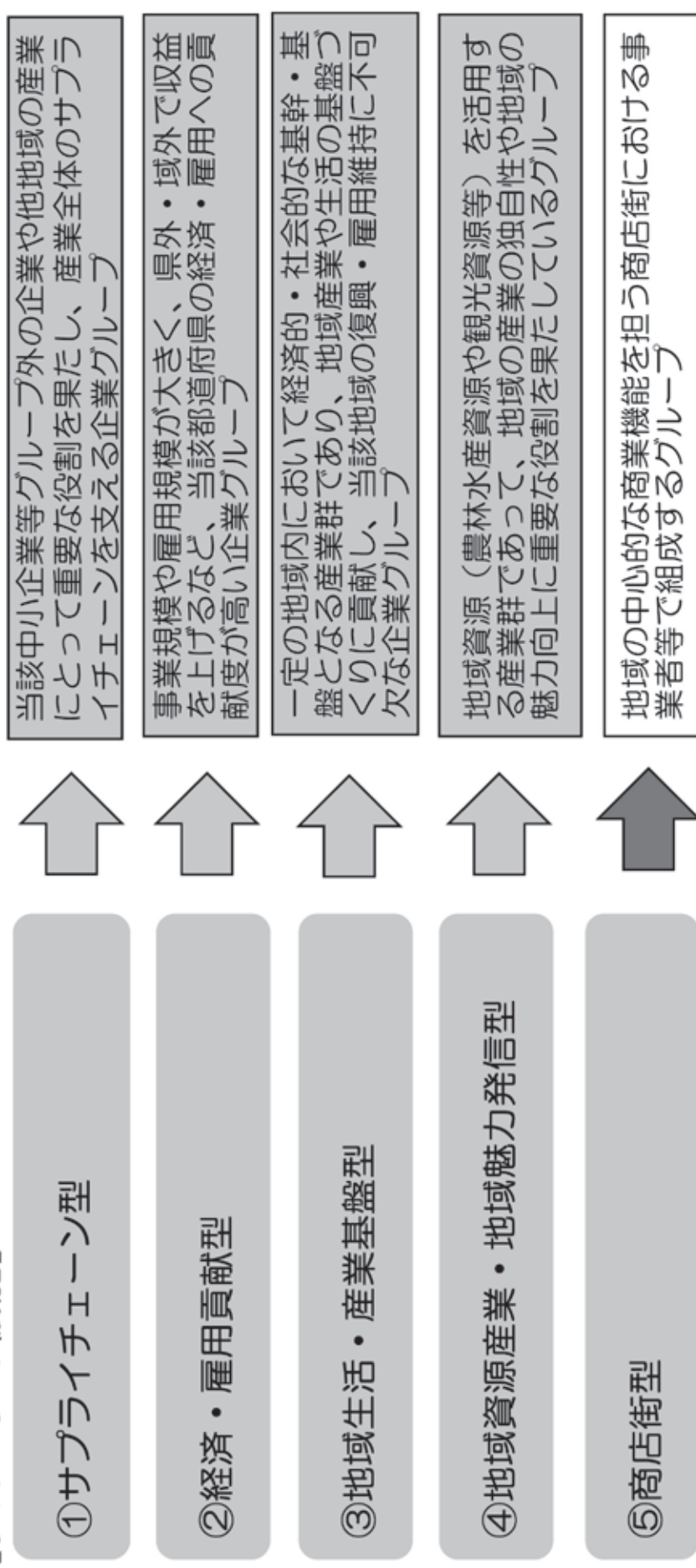
複数(2者以上)の中小企業者等から構成されるグループであること。

- ※1) グループの構成員が共同して被災地域の復興に取り組む復興事業計画を実施する必要があります。
- ※2) グループは2者以上の中小企業者等から構成されるものとし、補助金の交付申請を受けない者や県外の者も構成員とすることができます。
- ※3) いわゆる反社会的勢力に該当する方は、構成員とはなれません。
- ※4) 大企業(みなし大企業を含む)に対する補助金交付は原則行いませんので、ご留意ください。ただし、資本金又は出資金が10億円未満及び一部の大企業は補助の対象となる場合があります。

5-1 中小企業等グループ「機能」の要件

- グループ認定申請ができるグループは、複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループとなります。（※被災要件あり）
また、グループの構成員が補助金を受けようとする場合には、その構成員の事業所等が愛媛県内に所在していることが要件となります。
なお、この中小企業等グループに中小企業以外の事業者も構成員として参加することは可能です。が、大企業など、補助金交付の対象外となる場合があります。

【グループの機能】

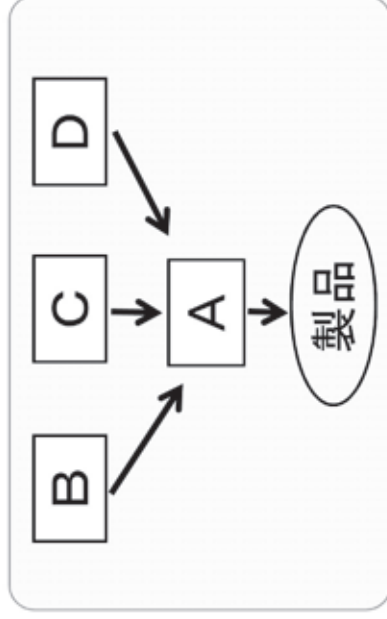


5-2 中小企業等グループ「機能」の要件

(1) サプライチェーン型

当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たし、産業全体のサプライチェーンを支える企業グループ

(例) 生産者、卸・小売業者等

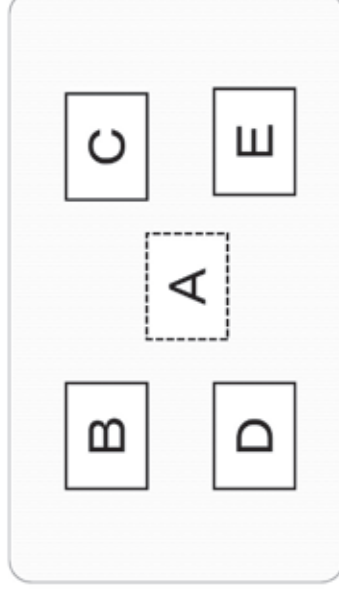


・中小企業A～D(補助対象)

(2) 経済・雇用貢献型

事業規模や雇用規模が大きく、県外・域外で収益を上げるなど、当該都道府県の経済・雇用への貢献度が高い企業グループ

(例) 製造メーカー・スーパーマーケット等



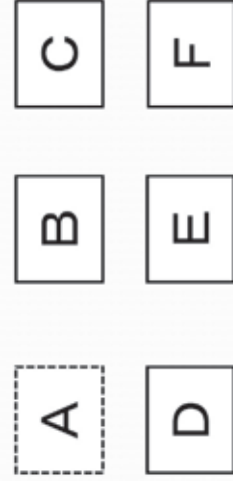
・大企業A(補助対象外)
・中小企業B～E(補助対象)

5-3 中小企業等グループ「機能」の要件

(3) 地域生活・産業基盤型

一定の地域内において経済的・社会的な基幹・基盤となる産業群であり、地域産業や生活の基盤づくりに貢献し、当該地域の復興・雇用維持に不可欠な企業グループ

(例) 商店、理容・美容、医療機関等

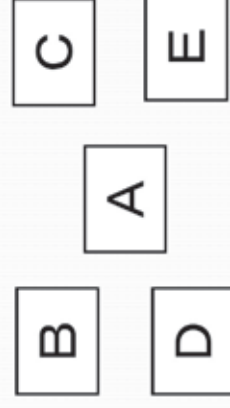


- ・中小企業(被害なし)A(補助対象外)
- ・中小企業B～F(補助対象)

(4) 地域資源産業・地域魅力発信型

地域資源(農林水産資源や観光資源)を活用する産業群であって、地域の産業の独自性や地域の魅力向上に重要な役割を果たしている企業グループ

(例) 農林水産業者、食品加工業者等



- ・みかん農家A～E(補助対象)

5-4 中小企業等グループ「機能」の要件

(5) 商店街型

下記の①②の両方を満たすグループであること。

- ① 商店街等が次のア～ウのいずれにも該当すると見込まれること。
 - ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
 - イ 当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす可能性が高いと認められること。
 - ウ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する可能性が高いと認められること。
- ② 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け、又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

5-5 中小企業等グループ「機能」の要件

被災要件

- 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成30年7月豪雨による災害により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な影響が生じていること。
- 平成30年7月豪雨による災害により、事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること、又は継続して使用することが困難となっていること。
- 平成30年7月豪雨による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること、又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

6-1 復興事業計画について

「復興事業計画」とは

復興事業計画とは、平成30年7月豪雨による災害で被災した中小企業等のグループが、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」などの目的のためにグループ構成員が共同して行う事業を内容とするものです。

また、グループ構成員で補助金を希望される事業者は、事業者別復興事業計画書を作成する必要があります。この事業者別計画において、事業者別復興事業（復旧整備）を実施しますが、原則として平成30年度末までに完了する必要があります。

- ※ 共同事業の実施期間は特に制約はありません。
- ※ グループ構成員全員がいずれかの復興事業計画に参与している必要があります。
- ※ 復興事業計画は、従来からグループで連携、共同して実施しているものではなく、グループ形成を機に新たに取り組みを行うものとしてください。
- ※ 復興事業計画の内容については、次頁で解説しています。

6-2 復興事業計画について

復興事業計画の内容

| 作成者 | 様式 | 記載事項 |
|-----------------|------------------------|--|
| グループ (代表者) | 復興事業計画認定 申請書(様式第1号) | 1 グループ名称 2 事業計画の目的 3 事業計画に要する経費 4 グループ参加企業数 |
| | 復興事業計画書 (別紙1) | 1-1 グループの概要 1-2 グループの構成員 2-1 復興事業の内容 (グループ全体) 2-2 復興事業に対する構成 員の内容 2-3 復興事業の効果 3-1 施設・設備の復旧整備計画 の内容(グループ全体) |
| 補助金を希望 する構成員 | 事業者別復興事業 計画書(別紙2) | 1-1 事業者情報 2-1 被害状況(施設) 2-2 被害状況(設備) 2-3 被害状況(その他) 3-1 復興整備計画の内容 3-2 復旧整備の内容(施設) 3-3 復旧整備の内容(設備) 4-1 収支計画 |
| | 暴力団排除に関する 誓約書(別紙3) | ※役員名簿も併せて提出 |

7-1 補助対象事業者

○中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

(1)会社及び個人

| 業種 | 従業員規模・資本金規模 |
|--|---------------------|
| 製造業・その他の業種 | 300人以下 又は 3億円以下 |
| ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 900人以下 又は 3億円以下 |
| 卸売業 | 100人以下 又は 1億円以下 |
| 小売業 | 50人以下 又は 5,000万円以下 |
| サービス業 | 100人以下 又は 5,000万円以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 300人以下 又は 3億円以下 |
| 旅館業 | 200人以下 又は 5,000万円以下 |

(2)中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、
協業組合、商工組合、商工組合連合会

7-2 補助対象事業者

(3) その他の補助対象の事業者となる法人(法人格別)

士業法人(弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人等)、農業法人、農業協同組合、漁業協同組合、農事組合法人、信用協同組合、医療法人、信用金庫、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、NPO法人、第3セクター、社会福祉法人、学校法人、共済組合、消費生活協同組合

※従業員等法人の規模等で補助対象外となる場合があります。

●「中堅企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

●「大企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

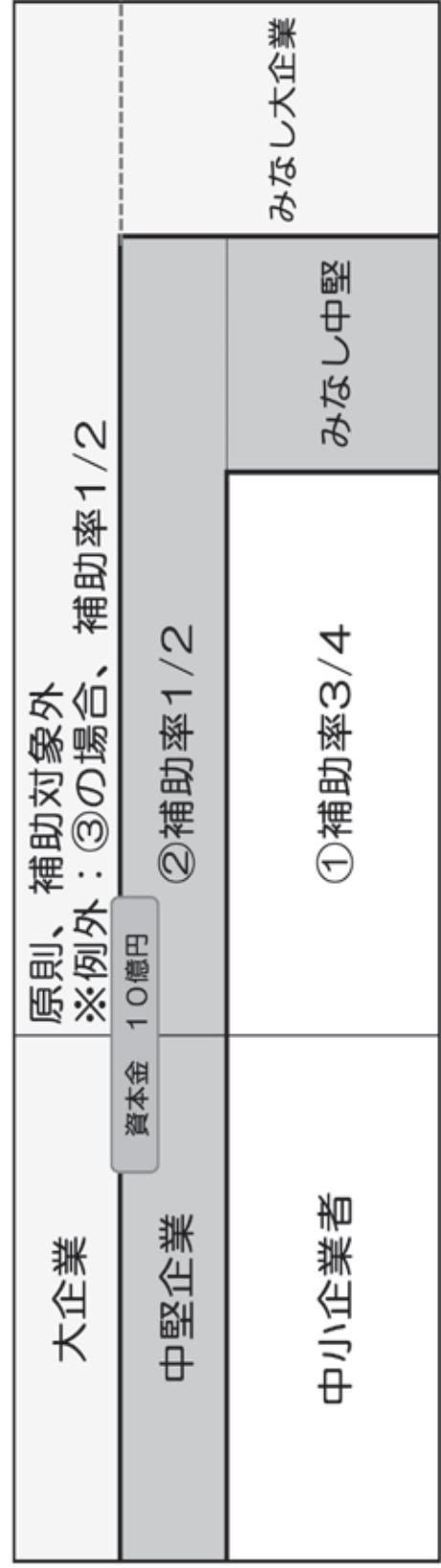
●「みなし大企業(みなし中堅企業)」の定義

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中堅企業)が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業(中堅企業)が所有している中小企業者
- (3) 大企業(中堅企業)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

7-3 補助対象事業者

| 区分 | 補助対象事業者 | 詳細 |
|----|----------------|---|
| ① | 中小企業者 | 中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等 (みなし大企業・みなし中堅企業は除く) |
| ② | 中堅企業及びみなし中堅企業等 | ①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等(みなし大企業は除く) |
| ③ | 大企業及びみなし大企業 | ①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を被災前に貸付けていた場合は対象 |

【参考】 補助対象事業者の区分ごとの補助率（イメージ図）



7-4 補助対象事業者

注意事項①

次に該当する者は補助対象外となります

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税を未納している者
- ・特定の風俗営業事業者

補助対象外となる風俗営業事業者の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合

○風俗営業(第1項)

(例)パチンコ、麻雀 等

※ただし、第2号の一部(料理店)及び第8号(ゲームセンター)は補助対象

○性風俗関連特殊営業(第5項)

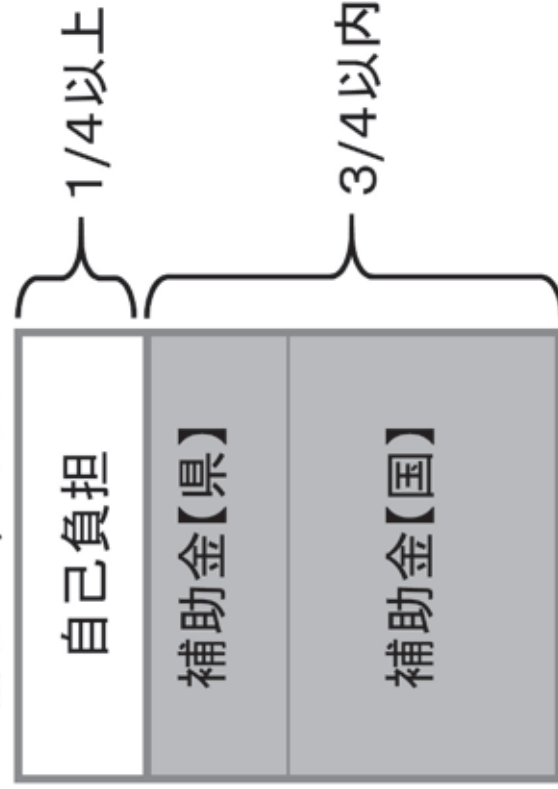
(例)ラブホテル、アダルトショップ 等

8-1 補助率等

復興事業計画の認定を受けた際に、交付申請をする事ができる補助金の補助率上限は、次のとおりです。

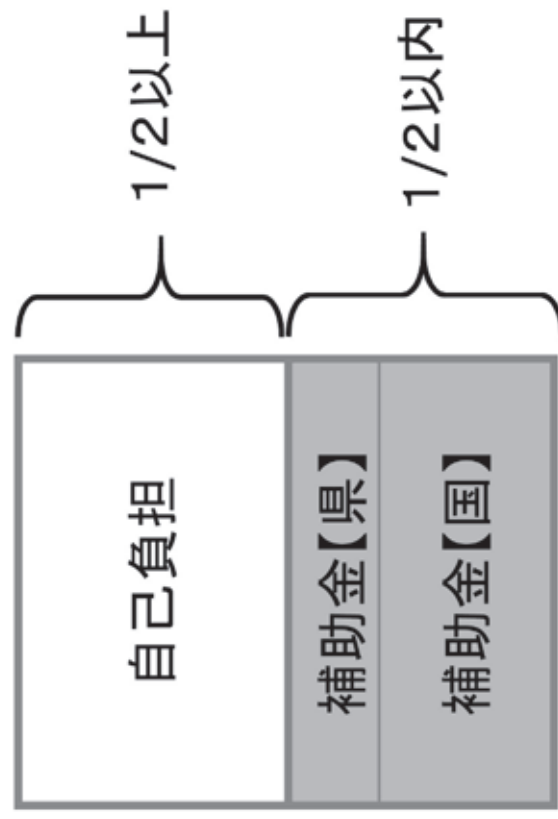
【中小企業者】

補助金3/4以内



【中小企業者以外】

補助金1/2以内



※自己負担部分については、別途、貸付事業の実施を予定しております。

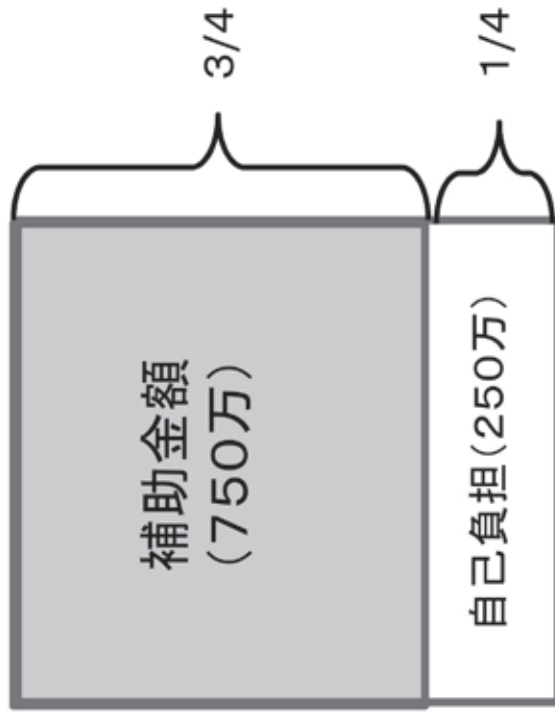
8-2 補助率等

保険の対象となっている施設・設備も補助対象となりますが、当該施設・設備の復旧に係る経費から、保険でカバーされる金額(受取保険金額)を控除した額が補助対象経費となります。

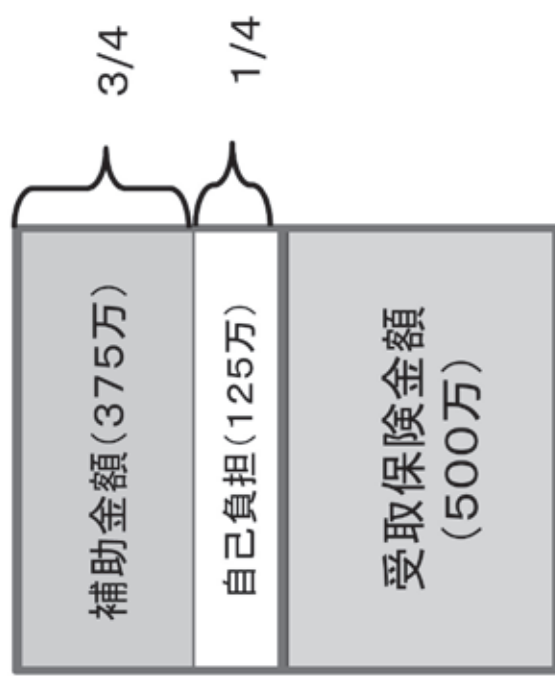
※ ただし、迅速な復旧を進めるため、支払保険金額が確定する前から補助金の手続きを受け付けることとしています。

例：1000万円の設備復旧を想定したケース

●ケース1：保険なし



●ケース2：保険金額500万円



9-1 補助対象経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設及び設備であって、平成30年7月豪雨による災害で被災し、継続して使用することが困難になったものうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な次の経費が対象となります。

なお、交付決定日前から実施している施設・設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります（遡及適用）。

| 区分 | | 内容 |
|------------|-----------------|---|
| 施設 | 施設 | 事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。建替・移転には、原則、全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。 |
| | 設備 | 復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の資産として計上するもの。 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。入替の場合は、入替設備が同等品であることを確認書等が必要です。 |
| 新分野事業の場合のみ | 宿舎整備のための事業 | 宿舎及び備え付けの設備にかかる費用 |
| 商店街型 | 商業機能の復旧促進のための事業 | 共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備 |

※上記の「施設」及び「設備」の復旧又は整備並びに「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

9-2 補助対象経費

◎新分野事業について

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(いわゆる「新分野事業」)により被災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

【新分野事業の例】

○新商品製造ラインへの転換 ○生産効率向上 ○従業員確保のための宿舍整備 等

| 申請条件 | 補助対象経費 |
|--|---|
| <p>① グループ補助金の要件を満たしていること。</p> <p>② 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。</p> <p>③ 新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。</p> <p>※ ②③について認定経営革新等支援機関による確認書が必要。</p> | <p>従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。</p> <p>※7月豪雨災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。</p> |

9-3 補助対象経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その1)

- 7月豪雨に起因する被害ではないもの
 - 例1) 7月豪雨前から使用不能であった施設・設備
 - 例2) 7月豪雨後に災害に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難になった施設・設備
 - 例3) 7月豪雨前から事業用として使用されていなかった空き店舗、空き事業所等
- 参加グループの目的に合致しないもの
 - 例1) 商店街型での工場・機械設備
 - 例2) サプライチェーン型での商業機能復旧事業

9-4 補助対象経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その2)

●制度上対象外のもの

例1) 各種税(印紙税、消費税等)

例2) 各種行政手続き費用(建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続きや申請代行費用)

例3) 各種保険料や保守費用

例4) 住居等、事業用途以外の施設・設備(店舗兼住居の場合は店舗部分のみが対象)

例5) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、賃貸目的の施設(アパート、マンション等)や設備(レンタカー事業者のレンタル用車両等)

※中小企業者、中堅企業及びびみなし中堅企業等が事業活動を行う上で必要な施設・設備を被災前に貸付けていた場合は対象となります。

例6) 自社復旧の際の人工費

例7) 在庫又は陳列されていた商品、原材料等

●償却資産として資産計上されていない設備

例1) 店舗備品(カウンター、テーブル、椅子等)

例2) 店舗什器(陳列棚、食器棚 等)

9-5 補助対象経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その3)

- 他の目的に転用される可能性が高いもの
 - 例1) 福利厚生関係施設(寮、休憩所等)
 - 例2) 事務用品(机、いす、書庫等)
- 被害内容を立証する資料が提出されないもの

・資産計上されないような備品・什器は原則として補助対象外です。
・パソコンやルームエアコンのような電子機器などについては、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことが証明できれば、補助対象となる場合があります。
・車両については、被災前に所有していたこと、業務用のみに用いられていること及び車体に会社名が記載されているなど外形的に業務上用いられていることが明確なものの場合は、補助対象となります。

10-1 復興事業計画認定の評価ポイント

復興事業計画の認定は、皆様からご提出いただいた書類をもとに、評価委員会により審査し、予算の範囲内において認定します。前述の各種要件を満たした計画であっても、認定されない場合もありますので、ご了承願います。なお、この審査における評価のポイントは次のとおりです。

1 事業計画全体における評価のポイント

| | |
|-----------------------------|---|
| グループの特徴 | 県内におけるグループの役割や重要性等 (地域におけるグループの特徴、構成員の機能や役割等) |
| グループの各構成員 | グループ内における県内中小企業等の役割や参画割合、県内中小企業等への効果等 (県内中小企業等の果たす役割や参画状況、本事業による中小企業等への効果等) |
| 被害の状況 | 施設や設備の被害の程度等 (被災による施設や設備の被害状況、グループ機能に及ぼす影響等) |
| 復興計画の内容 | 復興に向けた計画の発展可能性、必要な実施体制の構築状況等 (新事業・商品・技術開発、施設・設備の共同・相互利用、人材育成、雇用促進、グループとして共同で行う復興事業の内容、参画状況及び効果等) |
| 新分野事業の内容 (新分野事業を実施する場合) | 従前の施設・設備復旧では売上回復困難であること、新分野事業による売上回復の見込等 |
| 施設・設備の復旧整備並びに商業機能の復旧促進事業の内容 | 計画に該当する施設や設備の復旧・整備の内容等 (グループの復興に必要なで合理的な復旧整備内容、必要な実施体制の構築等) |
| 収支計画の内容 | 事業内容と収支計画の整合性等 (事業内容と収支計画の整合性、自己資金の調達の実現性等) |

10-2 復興事業計画認定の評価ポイント

2 グループ機能ごとの評価のポイント

| | |
|----------------|---|
| サプライチェーン型 | <p>グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度等 (サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品、技術、サービス内容等)</p> <p>県内の経済・雇用への貢献度等 (県内における経済波及効果や雇用への貢献度、企業数、売上高、雇用者数等)</p> <p>県内の一定の地域内における産業の集積度及び復興・雇用維持への貢献度等</p> |
| 経済・雇用貢献型 | <p>①地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、役割、集積度合い等</p> <p>②グループの事業者数、売上高、雇用者数等</p> |
| 地域生活・産業基盤型 | <p>グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度及び復興・雇用維持への貢献度等</p> <p>①地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、役割、集積度合い等</p> <p>②グループの事業者数、売上高、雇用者数等</p> |
| 地域資源産業・地域魅力発信型 | <p>グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度、将来の商業集積の可能性等 (地域において当該商店街等が担っている社会的な機能、地域において当該商店街等が有する商業拠点としての機能、市町村のまちづくり施策における当該商店街等の位置づけ等)</p> |
| 商店街型 | <p>グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度、将来の商業集積の可能性等 (地域において当該商店街等が担っている社会的な機能、地域において当該商店街等が有する商業拠点としての機能、市町村のまちづくり施策における当該商店街等の位置づけ等)</p> |

11 復興事業計画の認定を受けるのに必要な提出書類

中小企業等グループの代表者が、以下の書類を提出。

| 提出書類 | | 作成者 | |
|------|---|-------------------------|--------------------------|
| 1 | 中小企業等グループ施設等復旧整備事業復興事業計画認定申請書(様式第1号) | グループ代表者 | |
| 2 | 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書(別紙1) | | |
| 3 | 暴力団排除に関する誓約書(別紙3) | | |
| 4 | 市町村の同意書 ※商店街型で「商業機能の復旧促進のための事業」がある場合 | | |
| 5 | 事業者別復興事業計画書(別紙2) | 補助金交付申請を予定しているグループ内の構成員 | |
| 6 | 暴力団排除に関する誓約書(別紙3) ※役員名簿も併せて提出 | | |
| 7 | 【法人】現在事項証明書(商業登記) 【個人】住民票抄本 | | |
| 8 | 【施設】現在事項証明書 【設備】固定資産課税台帳 ※施設の場合は固定(償却)資産台帳等を併せて提出 ※固定資産課税台帳に記載がない設備については、固定(償却)資産台帳等を提出 | | |
| 9 | 罹災証明書の写し ※交付を受けていない場合は、施設・設備の被害状況が分かる写真や参考資料を提出 | | |
| 10 | 被災状況が分かる写真(カラー) | | |
| 11 | 会社案内等のパンフレット等 ※ない場合は会社概要を記載した書類を提出 | | 補助金交付申請を予定していないグループ内の構成員 |
| 12 | 新分野事業に関する総括表 | | 新分野事業を活用する構成員 |
| 13 | 認定経営革新等支援機関による確認書 | | |

12 今後のスケジュール(予定)

復興事業計画の認定

受付 平成30年9月3日(月)から

★ 募集開始 平成30年9月3日(月)

★ 申請書の受付 随時(原則、持参又は郵送してください)

【送付先】 愛媛県経済労働部 経営支援課 産業復興支援室

①大洲オフィス(旧大洲市立図書館2、4階)

〒795-0012 大洲市大洲678-1

②西予オフィス(西予市役所野村総合支所 野村林業センター3階 会議室1)

〒797-1292 西予市野村町野村12-619

③宇和島オフィス(宇和島市吉田公民館 第1、第2会議室)

〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲106番地

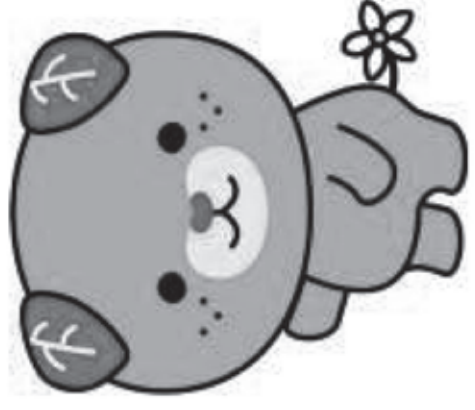


13 お問い合わせ先

お問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課
グループ補助金等準備プロジェクトチーム

電話 089-912-2486
089-912-2487



西日本豪雨災害に伴う被災事業場に対する 会費の免除について

この度の西日本豪雨災害により甚大な被害を受けられた皆様、そのご家族の方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

当会では、西日本豪雨災害により、事業場が被災された会員に対して、少しでもお役に立てるよう平成30年度後期分会費（18,000円）を免除することといたしました。

会費免除を希望される会員におかれましては、お手数ではございますが下記の書類を平成30年10月15日までに事務局まで提出してください。

なお、申請以前に既に平成30年度後期分会費を納入済みの場合は、平成31年度前期分に繰り越させていただきます。

記

- ① 会費免除を希望する旨の申請書（別紙）
- ② 自治体が発行する罹災証明書のコピー

以上

※ご不明な点がございましたら、事務局総務課までご連絡ください。

☎ 089-956-2181

西日本豪雨災害に伴う会費免除申請書

平成30年 月 日

一般社団法人愛媛県自動車整備振興会

会 長 日 野 利 一 殿

この度の西日本豪雨災害により、被災したため、会費（平成30年度後期分）の免除を申請いたします。

| | |
|---------|--|
| 認 証 番 号 | |
| 事 業 場 名 | |
| 代 表 者 名 | |
| 住 所 | |
| 電 話 番 号 | |
| 被災の状況 | |

※ 自治体発行の罹災証明書のコピー 1 通



媛運整第353号
平成30年8月15日

一般社団法人愛媛県自動車整備振興会会長 殿

四国運輸局愛媛運輸支局長



平成30年7月豪雨により被災した自動車整備事業者の取扱いについて

標記について、平成30年8月14日付け四運技整第169号により四国運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通知がありましたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知をお願いします。

各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

平成30年7月豪雨により被災した自動車整備事業者の取扱いについて

平成30年6月28日から発生した標記の豪雨により、整備工場が浸水、水没する等甚大な被害を受けた地域の自動車整備事業者は、今後、事業再開への取り組みが順次行われるものと思われませんが、様々な問題が山積し、早期の事業再開が難しい状況にあることが思慮されます。

しかし、被災した整備工場が事業を再開するまでに多大な時間を要することは、地域住民の主たる移動手段である自動車について、点検整備や車検整備の実施を通じた安全確保等が困難となる恐れがあるところです。

ついては、災害救助法の適用を受けた地域内に事業場を有する自動車分解整備事業者又は指定自動車整備事業者（以下「事業者」という。）から、標記の豪雨により事業場が被災し、認証基準又は指定基準（以下「基準」という。）に定める設備等の維持ができていない旨の申立があった場合には、事業場ごとに申立書の提出を受け、運輸支局において調査等により確認し、事業再建までに一定の期間が必要と判断したもののについて、下記により個別の状況に応じ取扱うこととします。

なお、当該取扱措置については、関係団体を通じて被災事業者に対し周知をお願いします。

記

1. 実態把握及び措置適用の判断

- (1) 被災により基準に定める設備等の維持ができなくなった事業者は、申立書（様式1）を運輸支局に提出する。
- (2) 運輸支局において、申立内容を聞き取り調査等により確認し、取扱措置が必要と判断した場合は、取扱措置事業者台帳（様式2）を作成する。

2. 取扱措置期間

取扱措置の期間は、運輸支局が申立書を受理した日から原則として1年以内とするが、被災地域の復興状況等により、1年以内に事業再建が難しい場合等については、柔軟な対応を行うこととする。

3. 措置適用後の確認及び指導方法

運輸支局において、定期的に当該事業場への聞き取り、立ち入り等をおこなうことにより、整備等の実施状況及び基準に定める設備等の改善状況を確認するとともに、基準適合に向けた指導等を行い、その旨を取扱措置事業者台帳（様式2）に記載する。

平成 年 月 日

愛媛運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

事業場の名称 (認証番号)

_____ (四運証第 70 - 号)

事業場の所在地 (仮設等により一時的に移転の場合はその所在地)

申 立 書

平成30年7月豪雨により被災し、下記のとおり道路運送車両法第80条に規定する認証基準を維持できなくなっておりますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしく申し上げます。

記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況 (天井の高さを含む)
2. 整備用作業機械等の不備状況
3. 従業員 (工員) の不備状況
4. 認証基準への適合予定日
平成 年 月 日

平成 年 月 日

愛媛運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

事業場の名称（認証番号）

（四運証第 70 - 号）

事業場の所在地（仮設等により一時的に移転の場合はその所在地）

申 立 書

平成30年7月豪雨により被災し、下記のとおり道路運送車両法第80条に規定する認証基準を維持できなくなっておりますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしく申し上げます。

記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況（天井の高さを含む）

事業場の設備の維持ができていない場合は、その状況を記載してください。

2. 整備用作業機械等の不備状況

作業用機械等の維持ができていない場合は、その状況を記載してください。

3. 従業員（工員）の不備状況

工員数の維持ができていない場合は、その状況を記載してください。

4. 認証基準への適合予定日

平成 年 月 日

可能な限り早い時期を記載してください。

平成 年 月 日

愛媛運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

事業場の名称（指定番号）

_____（四運指第 号）

事業場の所在地（仮設等により一時的に移転の場合はその所在地）

申 立 書

平成30年7月豪雨により被災し、下記のとおり道路運送車両法第94条の2に規定する指定基準を維持できなくなっておりますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしく申し上げます。

記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況（天井の高さを含む）
2. 整備用作業機械等及び自動車検査用機械器具の不備状況
3. 従業員（工員等）の不備状況
4. 指定基準への適合予定日
平成 年 月 日

平成 年 月 日

愛媛運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

事業場の名称（指定番号）

（四運指第 号）

事業場の所在地（仮設等により一時的に移転の場合はその所在地）

申 立 書

平成30年7月豪雨により被災し、下記のとおり道路運送車両法第94条の2に規定する指定基準を維持できなくなっておりますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしく申し上げます。

記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況（天井の高さを含む）

事業場の設備の維持ができていない場合は、その状況を記載してください。

2. 整備用作業機械等及び自動車検査用機械器具の不備状況

作業用機械等（検査機器を含む）の維持ができていない場合は、その状況を記載してください。

3. 従業員（工員等）の不備状況

工員数の維持ができていない場合は、その状況を記載してください。

4. 指定基準への適合予定日

平成 年 月 日

可能な限り早い時期を記載してください。

被災により破損、汚損または流失した書類等の取り扱いについて

平成30年7月豪雨に伴う暫定的な取り扱いとして、被災により破損、汚損または流失した書類等は、以下のように取り扱ってください。

1. 継続検査等の申請に係る車両が被災しておらず、継続検査等の申請が可能であるものの、被災により申請書類が汚損している場合の取り扱いについて

(登録車、軽自動車共通)

適合証及び検査証は、記載事項を判読可能のものは申請可能です。

記載事項の判読が困難な場合は、再交付をしてください。

お客様のご署名またはご捺印のあるOCRシートが汚損した場合は、運輸支局等にご相談ください。

捺印が必要な書類は、印影が判読できるかご確認ください。

(1) 適合証の再交付の方法について

適合証及び適合標章の有効期間が残存しているときに限り、次の要領で再交付をすることができます。

- ① 適合証（控え含む。）及び適合標章に「再交付」である旨を明記する。
- ② 交付年月日及び交付番号を除き、旧適合証等の記載事項と同一する。
- ③ 指定整備記録簿の適合証及び適合標章番号を新適合証交付番号に訂正する。

(2) 検査証の再交付について

検査証の再交付には、つぎの書面等が必要です。

(登録車)

紛失届（使用者の認印）

使用者の委任状（使用者の認印）

申請者（支局に来る人）の運転免許証等

検査登録手数料印紙300円

(軽自動車)

OCR3号シート（使用者の認印）

手数料300円

2. 継続検査等の申請に係る車両が被災しており、継続検査等の申請を行わない場合の書類の取り扱いについて

継続検査等の申請に使用しない適合証については、適合証（本通）を適合証（控え）と一緒に保存し、その余白部に「車両被災のため、申請せず。」と記録してください。

3. 被災により汚損または流失した適合証綴の取り扱いについて

汚損して使用できない適合証綴について、綴りの全てが未使用のものは、確実に廃棄をお願いします。なお、一部使用し、一部未使用部分がある綴りは、未使用部分のみの廃棄をお願いします。ただし、未使用部分のみの廃棄が困難な場合、不正使用防止のため、可能な対策をしていただき、5. に従い、その綴りの全ての保存をお願いします。

また、授受出納簿への記録について、汚損または流失した適合証綴の備考欄に『汚損』または『流失』の記載をしてください。なお、一部使用し、一部未使用部分がある綴りは、「交付番号●番～●番まで使用し、●枚被災により不使用」という記録をしてください。

4. 適合証の交付番号について

新しい適合証綴のご用意ができましたら、被災前に交付した適合証の交付番号から引き続き一連番号を記入してください。

（例） 使用中の適合証綴が100番まで交付し、その後被災した場合、交付番号101番から使用してください。

5. 被災し汚損した指定整備に係る書類の保存について

指定整備に係る書類について、その保存が義務づけられたものは、被災により汚損したとしても破棄せずに規定通りの書類保存をお願いします。

適合証綴、指定整備記録簿、分解整備記録簿：2年

点検整備記録簿：1年または2年

その他、ご不明な点がございましたら、愛媛運輸支局 検査整備保安部門または振興会指導課までお問い合わせください。

○ 愛媛運輸支局 検査整備保安部門（TEL：089-956-1561）

○ 愛媛県自動車整備振興会 指導課（TEL：089-956-2181）

「点検・整備で当たるけん！ キャンペーン2018」 開催のお知らせ



定期点検整備の促進及び会員事業場への入庫促進を図るために、平成30年度 懸賞付定期点検整備促進キャンペーンを、「点検・整備で当たるけん！キャンペーン2018」と題して実施いたします。

今回は、国土交通省が近年「自動車点検整備推進運動」の重点項目としております、『長期使用車両〔初度登録（検査）年から10年を超える車両〕のユーザーへの点検・整備の必要性の啓発』を念頭に、よりメンテナンス費用の掛かる長期使用車両をお持ちのお客様をメインターゲットに実施します。会員の皆様におかれましても主旨・目的をご理解のうえ、事業場でのポスターの掲示や、DMによるお客様へのご案内等、キャンペーンにご参加いただきますようお願い申し上げます。

見本

てんけんJr.の看板のあるお店で

初度登録(検査)年 平成19年以前の車両の定期点検整備を受けられた方
or
マイカーの定期点検整備を受けられた方
3,000円以上の部品・用品を交換もしくは購入された方

点検整備サービス券 1万円コース
or
点検整備サービス券 5千円コース

点検整備サービス券が抽選で毎月70名様に当たる!!

点検・整備で当たるけん！キャンペーン2018 (懸賞付自動車定期点検整備促進キャンペーン!)

応募期間 平成30年8月1日(水) ▶ 平成31年1月31日(木)

応募方法 期間中、てんけんJr.の看板のあるお店で、マイカーの定期点検を受けられた方または3,000円以上の部品・用品を交換もしくは購入された方は、お店に備え付けの応募用紙に必要事項をご記入の上、各お店にお申し込みください。抽選キャンペーンの内容はホームページでもご覧いただけます。

抽選 実施期間中、1か月ごとにまとめて抽選いたします。

当選発表 厳正な抽選の上、当選者には発送を待つてかえさせていただきます。

詳しくはこの看板の整備工場へ

定期点検忘れていませんか？ EASPA JP

車の使用者には法律で定期点検整備が義務付けられています！

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会 <http://www.easpa.jp>
〒791-1113 松山市松崎1075-2 TEL.089-956-2181 FAX.089-956-2188 愛媛自動車整備 検査

2018年度 点検整備サービス券

発行日 平成30年8月1日
2018.8 No.000

¥10,000

上段 点検 割引致します。

※本券は右記の「てんけんJr.」の看板のある愛媛県自動車整備振興会加盟工場でのみご利用いただけます。
※本券は次回のご来店(点検・整備)の際、必ずお持ち込みいただき、お申し込み用紙(券)からご使用いただけます。
※本券の再発行はできません。

★ 本券期限 / 2020年2月末日迄 ★ (一社)愛媛県自動車整備振興会

2018年度 点検整備サービス券

発行日 平成30年8月1日
2018.8 No.000

¥5,000

上段 点検 割引致します。

※本券は「てんけんJr.」の看板のある愛媛県自動車整備振興会加盟工場でのみご利用いただけます。
※本券は次回のご来店(点検・整備)の際、必ずお持ち込みいただき、お申し込み用紙(券)からご使用いただけます。
※本券の再発行はできません。

★ 本券期限 / 2020年2月末日迄 ★ (一社)愛媛県自動車整備振興会

| お客様へ | 当会会員工場へ |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●「てんけんJr.」の看板のある当会加盟工場を確認の上本券をご使用ください。 ●本券は現金との引換は致しません。 ●領金額以下のご利用はできません。 ●本券の盗難、紛失等につきはご請求できません。 ●お客様の住所、氏名、電話番号を必ずお記入ください。 | <ul style="list-style-type: none"> ●本券をご持参の方には、表示金額を、貴工場の売上費用などから差し引いてください。 ●下記の欄へご記入の上、本券を振興会へ持ち込みご請求ください。 |
| 国が認めた当店へ 詳細は この看板の 整備工場へ | 発行日 平成30年8月1日 2018.8 No.000 月31日迄 |
| ご住所 お名前 電話番号 | 支店名 従業員名 |

【 実 施 要 領 】

1. 実施期間

2018(平成30)年8月1日(水)～2019(平成31)年1月31日(木)

2. 応募資格

1万円コース

(1) 会員事業場において基本点検料3,000円以上の定期点検整備を実施した、初度登録(検査)年平成19年以前の車両

○対象車種及び点検の内容(事業用自動車は除きます。)

| | |
|------------------|-------|
| 自家用軽自動車 | 1年点検 |
| 自家用乗用車 | |
| 自家用小型二輪車(250cc超) | |
| 自家用小型貨物車 | 6ヶ月点検 |

(注)定期点検整備実施によるご応募は、1台につき1回のみのご応募とします。

5千円コース

(2) 会員事業場において基本点検料3,000円以上の定期点検整備を実施した、(1)以外の車両

○対象車種及び点検の内容(事業用自動車は除きます。)

(1)に同じ

(3) 会員事業場において部品・用品の交換または購入された方

① 1回に3,000円以上ご利用の方

② 部品・用品の交換または購入による応募は、交換・購入ごとに1回応募することができます。ただし、1回の整備作業工程で修理部品交換が複数あった場合でも1回のご利用とみなします。

③ 一度応募しても、実施期間中に再度3,000円以上の部品・用品の交換・購入があれば、その都度応募することができます。

④ 実施期間中に、当選した『点検整備サービス券』のご利用があった場合、ご利用金額が3,000円以上であれば再応募できます。

3. 賞品

1万円コース

額面1万円の『点検整備サービス券』が毎月40名、
合計で240名様に当たります！

5千円コース

額面5千円の『点検整備サービス券』が毎月30名、
合計で180名様に当たります！

4. 応募方法（お客様が直接振興会に応募することはできません）

（1）専用応募用紙によるご応募

専用応募用紙は、情報誌の誌面やホームページに掲載してあるものを印刷してご利用ください。

必要事項を全て応募用紙に記入し、毎月1か月分をまとめて振興会事務局宛に郵送、FAXまたはお持込等でお届けください。

（2）振興会ホームページからのご応募

キャンペーン特設ページに応募フォームを掲載しますので、応募フォームよりご応募ください。

5. 応募締め切りおよび抽選

（1）応募締め切りは、翌月5日（振興会休業日の場合は、翌業務日）とします。

（2）1月及び2月（最終）の応募締め切りは、それぞれ8日とします。

（3）抽選は、応募を締め切った日の10日後を目途に行います。

6. 当選発表および賞品の進呈

毎月の抽選後、当選者の該当する事業場へ当選通知を送付し、数日後に、当選者に対し当選通知と共に『点検整備サービス券』を郵送します。

7. 告知方法

（1）テレビCMでの告知は実施しません。

（2）情報誌に掲載し、振興会ホームページに特設サイトを公開します。

（3）会員事業場にDM用ハガキを30枚ずつ無料でお送りしますので、お客様へのご案内をお願いします。DM用ハガキは、印刷用画像を振興会ホームページに公開しますので、追加で必要な場合は印刷してご利用ください。

8. 印刷画像のダウンロードおよび応募フォームのご利用

ホームページに公開した印刷画像をダウンロードする際または応募フォームをご利用になる際には、次のID、パスワードを入力してご利用ください。

ID : easpa パスワード : 9562181 (共に半角英数)

9. 『点検整備サービス券』の取り扱いについて

(1) お客様のご利用方法

- ① 『点検整備サービス券』は次回のご来店から使用できます。(車検・点検整備・一般整備・オイル交換・部品用品購入等)
- ② お客様のご利用期限は当キャンペーン終了から13か月間〔2020年2月29日(土)まで〕とします。(有効期限をサービス券の表面に表示します。)
- ③ 『点検整備サービス券』はどちらの会員事業場でもご利用可能です。

(2) 会員事業場の対応方法

- ① お客様から『点検整備サービス券』の提示があった場合は、額面金額を売上費用から差し引いてください。
- ② 『点検整備サービス券』のご利用があったときは、サービス券の裏面に必要事項をご記入のうえ、振興会にサービス券を持ち込み換金してください。
- ③ 上記換金の期限は2020年3月31日(火)までとします。(換金有効期限をサービス券の裏面に表示します。)
- ④ 『点検整備サービス券』は、会員事業場において現金と引き換えはできません。ただし、表示金額以下のご利用の場合の釣り銭の返金は、事業場の判断にお任せします。



点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018

応募用紙

1万円
コース

初年登録
(検査)年
平成19年以前車
対象



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

登録(車両)番号

初度登録(検査)年

年

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018

応募用紙

1万円
コース

初年登録
(検査)年
平成19年以前車
対象



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

登録(車両)番号

初度登録(検査)年

年

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018

応募用紙

1万円
コース

初年登録
(検査)年
平成19年以前車
対象



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

登録(車両)番号

初度登録(検査)年

年

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018
応募用紙

5千円
ユース



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

1 登録番号(定期点検車両)

または

2 購入部品用品名

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018
応募用紙

5千円
ユース



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

1 登録番号(定期点検車両)

または

2 購入部品用品名

事業場名・認証番号

点検・整備で
あたるけん!
キャンペーン2018
応募用紙

5千円
ユース



※ご記入いただいた個人情報につきましては厳正に管理し、
個人情報保護法に定める個人情報取り扱い業者として
適切に取り扱います。

お客様のお名前

ご住所 〒

1 登録番号(定期点検車両)

または

2 購入部品用品名

事業場名・認証番号